

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国、公定歩合および預金金利最高限度の引上げ

連邦準備制度理事会は、12月5日、ニューヨーク、およびシカゴの連銀が公定歩合を4%から4.5%に引き上げ6日から実施することを承認した。またその他各連銀の公定歩合も、12月10日までに同様に引き上げられた。今回の公定歩合引上げは、インフレの防止、国際収支の改善、ドルに対する信認の強化をねらいとして、実施されたものである。

またそれに伴い同理事会は、貯蓄性預金金利の最高限度を規制する「規程Q」を改訂して定期預金金利最高限度を引上げ、12月6日から実施した。新最高限度は次のとおり。

定期預金(注)

	(旧)	(新)
90日以上	4.5%	} 5.5%
90日未満	4%	

(注) 譲渡可能定期預金証書(CD)を含む。

なお貯蓄預金の最高限度(4%)は据置かれた。

#### ◇米国、第3四半期の対外金取引

12月6日の財務省発表によると、第3四半期中における米当局保有金の海外純流出額は95.5百万ドルと前期(558百万ドル、うちIMF出資分約259百万ドル)に比し大幅に減少した。これは、①ソ連の売却分とみられる321.3百万ドルの金が、金プールを通じて流入したこと、②フランス(流出額117.2百万ドル、前期比30.3百万ドル減)をはじめ、イタリア、スペインなど欧州諸国に対する流出が減少したこと、③IMF増資払込分として豪州に売却された8.3百万ドルの金が、増資決議の際の取決めに基づいてIMFから米国に預入されたこと、などによるものである。

なお当期間中に国内向けに28百万ドルの金売却が行なわれたため、結局第3四半期中の公的保有金減少額は123.5百万ドル、9月末残高は13,925百万ドルとなった。

#### ◇米国、国際収支対策を強化

政府は12月5日、民間資本流出抑制に関する自主規制策を発表した。これは本年2月設定されたガイドライン

を改訂、強化したもので、これにより政府は明年の国際収支が均衡を回復する(赤字、黒字の限度を2.5億ドル以内に押える)ことを期待している。

新規規制の概要は次のとおりであるが、このうちとくに注目される点は、①銀行の対外信用供与につき四半期別の枠を新設したこと、②その他金融機関の長期信用供与につき新たに規制枠を設定したこと、③企業の直接投資に対し金融機関と同様の具体的なガイドラインが設定されたこと、などである。

##### (1) 銀行の対外信用

イ. 銀行に対し、明年末の対外信用供与残高を1964年末残高(基準残高)の109%以内に抑制するよう要請する。この場合、年間を通じて下記の優先的資金需要に応ずることができるようするため、各四半期ごとの枠を設定し、これを第1四半期106%、第2四半期107%、第3四半期108%、第4四半期109%とする。ただし、基準残高の小さい銀行については特別枠を認める。この結果銀行全体としての対外信用供与枠は基準残高の約110%となる見込み。

ロ. 上記信用供与の枠内において輸出金融を最優先的に取り扱い、これに次いで低開発国向けを優先させるものとする。なお、カナダ、日本、英国についてもこれに不当な圧迫を加えないよう配慮することが望ましい。

##### (2) 銀行以外の金融機関の対外信用

イ. 海外流動資産の保有額を当該機関の営業のため必要な最小限度まで削減することとする。その保有額は一時的な季節的増加を除いて、1965年9月末残高をこえてはならない。

ロ. 取得後10年以内に満期の到来する投融資については、銀行に対するガイドラインをそのまま準用する。

ハ. 長期融資(満期までの期間が取得後10年をこえるもの)および株式投資については、明年末残高を1965年9月末残高の105%以内に抑制することとし、とくに西欧先進諸国への長期投資については、いかなる増加をも避けることを期待する。ただし輸出金融および低開発国向け投融資は枠外扱いとし、またカナダおよび日本に対する投資についても、これを規制対象から除外する。

##### (3) 企業の対外投融資

イ. 企業に対し、1965~66年中の対外直接投資(米国からの資金純流出額に海外子会社の未処分利益を加えたもの)を、62~64年中実績(3年分合計)の90%以内に押えるよう要請する(65~66年の年平均を62~64年間の年平均の135%以内に抑制)。

ロ. このガイドラインは、金利平衡税適用対象国(カナダを含む)に対する直接投資に適用する。また、本規制の

対象となる会社数を従来の約500社から900社に増加する。

なお本措置による投資削減目標額は約10億ドルである(65年の推定流出額34億ドルを、明年は64年並みの24億ドルに押える)。

(4) その他

イ. 金利平衡税の適用対象国に新たに中近東などの石油産出国9か国を加える。

ロ. カナダに対する金利平衡税の適用免除に関する基本的取決めは継続される。

ハ. 政府および政府機関の対外支出をいっそう削減する。

ニ. 外国人の米国向け投資を奨励するため、できるだけすみやかに立法措置を講ずる。

ホ. 観光収支改善のため、内外人に対して米国観光を勧めるとともに政府、ならびに民間の輸出促進努力をいっそう強化する。

◇カナダ、公定歩合引上げと対外準備保有目標額の改訂

カナダ銀行は、米国の公定歩合引上げに追隨して、公定歩合を従来の4.25%から4.75%に引上げ、12月6日から実施した。この引上げ発表にあたってラズミンスキー同行総裁は、健全な経済成長に必要な資金については、今後も順便な供給をはかる旨言明した。

また、カナダ政府は、米国の資本取引に関するガイドライン強化にもかかわらずカナダに対する金利平衡税免除措置が継続されたことにかんがみ、同国の金・ドル準備保有目標額を従来の27億カナダ・ドルから26億カナダ・ドルに引き下げ(11月末残高は約29億カナダ・ドル)外貨準備残高がこの目標額をこえている場合には、米国内での資金調達を自主的に抑制することとした。

## 欧 州 諸 国

◇英国、物価・所得委員会、銀行の賃上げ停止を勧告

物価・所得委員会は、11月24日、ロンドン手形交換所加盟銀行に対して、給与の引上げを1967年初めまで行わないよう勧告した(注)。

(注) 本勧告は、たんに物価・所得委員会の意見であり法的拘束力はない。また近く法制化が予定されている事前警告制とも別個のものである。

同委員会は、銀行が本年5月実施した5%のベースアップについて、政府の要請に基づき調査(調査対象はミッドランド銀行1行)を行なった結果、これが正当な理由を欠いていると認めて、本勧告を行なったものである。また同報告は、下級職員の給与引上げがとくに大幅であった点を強く批判し、日常業務に従事する一般職員と責任

ある地位にある職員との給与体系を別建てにするよう勧告しており、同時に今後はコスト上昇を諸手数料引上げのかたちで顧客に転嫁することのないよう要請している。

同委員会がこのような賃上げ停止期間を示したのは今回が初めてであるが、これに対しては組合側のみならず銀行側も直ちに反駁し、かかる給与水準の釘付けは約束できないと主張している。

◇英国政府、ローデシア準備銀行を接収

英国政府は、12月3日、ローデシアに対する経済制裁措置の一環としてローデシア準備銀行を接収するとともに、Bruce 総裁以下の全役員を更迭、新総裁に Sir Sydney Caine(London School of Economics の director)を任命した(他に、5名の新理事を任命)。本措置によりローデシアのスミス政権は、18百万ポンド前後と推定される同行の在外資産(ロンドンに約10百万ポンド、その他海外諸国に約8百万ポンド)の引出しを行ない得ないこととなり、したがって輸入決済にこれを充当することも不可能となった。なお、同行新役員は今後暫定的に英蘭銀行内に設置される事務所で執務することとなる。

◇西ドイツ、貯蓄・資産形成銀行の設立

西ドイツ建築・土砂採取連合労働組合は、10月18日、Bank für Gemeinwirtschaft(注)の協力をえて傘下組合員のための貯蓄・資産形成銀行(Bank für Sparanlagen und Vermögensbildung、資本金10百万マルク所在地フランクフルト)を設立した。

新銀行は、新資産形成法に基づく上記連合労組組合員の貯蓄預金(期間5年以上。39年11月号、40年4月号「要録」参照)を受け入れ、その運用をBfGに委託することとなっているが、この場合同行は、その性格上営利の追求を目的としていないため、一般の金融機関に比べてかなり高い金利を預金者に支払うことができるものとされている(預金金利としては約10%を予定。なお西ドイツの「金利調整令」は期間2年半をこえる預金については規制対象としていない)。

新銀行は、上記高金利の魅力をもつ上、労組組織に密着したものであるため、組合員の預金吸収上きわめて有利な立場にあり、このため上記連合労組傘下組合員(50万人)の貯蓄預金の大部分を吸収しようものとみられている。その場合、新銀行の預金量は年間1~2億マルク増加し、新資産形成法による5年間の据置期間満了時には、その預金残高は10億マルクにも及ぶと予想されている(40年8月末現在の1行当たり平均貯蓄預金残高は、貯蓄金庫75百万マルク、商業銀行47百万マルク)。

本銀行の発足に対し、西ドイツ金融界では、同行のもつ預金吸収上の有利性に強い脅威を感じており、とくに商業銀行はこの種貯蓄預金の各金融機関への公平な分配、貯蓄預金金利の規制などを行なうよう連邦信用制度監督局に要望している。

(注) 1958年に労働組合銀行6行が合併して設立されたもので、主として労働組合ないし中小企業向け預・貸付業務を行ってきたがその後急速な発展を遂げ、現在では名実共に3大銀行に次ぐ大銀行に成長している(62年末資金量19.8億マルク) 資本金は95百万マルクで、出資者はGEG(消費協同組合、出資比率25%)、DGB(ドイツ労働組合連合会、同25%)、製造工業連合労働組合(同50%)の3団体である。

#### ◇フランス銀行、流動比率を引下げ

フランス銀行は、12月9日、12月の流動比率を2%引き下げ32%とすることを決定した(本年における流動比率の推移は、1~3月36%、4月34%、5月35%、6~7月34%、8月36%、9~11月34%、12月32%)。これは秋口以降景気が徐々に回復し、最近は個人消費の立ち直りもあって、年末にはかなりの現金需要が見込まれるため、年末金融調節措置として実施されたもので、更年後は再び34%程度に戻すことが予定されている。なお、今回の措置により市中銀行の流動性は約14億フラン増加する見込みである。

#### ◇フランス、預金最高金利の変更

国家信用理事会は12月7日、預金最高金利を変更し、明年1月から実施することを決定した。これは、1966年度予算法により、明年1月から一部の預金利子収入につき総合課税と源泉分離課税(税率25%)の選択制が実施されることとなったのを機会に、各種預金金利の調整を行ない、あわせて貯蓄性預金金利の引上げにより貯蓄振興を図ろうとするものである。

新最高金利(年率)は次のとおり。

##### (1) 当座預金(Comptes à vue)

パリ地区	0.5%
地方	1.0%

現在銀行規模別にも規制が行なわれ、パリ地区0.5~0.625%、地方1.0~1.125%となっているのを、地区別の規制に一本化する。

##### (2) 定期預金(Comptes à terme)

2か月以上3か月未満	2%
3か月〃6か月〃	2¼%
6か月〃1年〃	2¾%
1年〃2年〃	3¼%
2年〃30か月〃	4%
30か月〃3年〃	4½%

3年 以上4年 未満	5%
4年 〃5年 〃	5¼%
5年 〃6年 〃	5¾%
6年 〃	規制なし

現在の預入金額別規制を廃止するとともに税引き後の実質金利を現在より若干引き上げる。なお、預入最低限度を30千フランから5千フランに引き下げる。

##### (3) 預金証書(Bons de caisse)

6か月	2¾%	
1年	3¼%	
2年以上	30か月未満	4%
30か月〃	3年 〃	4½%
3年 〃	4年 〃	5%
4年 〃	5年 〃	5¼%
5年	5¾%	

定期預金金利との格差を調整し、金利を定期預金金利と同一とする(ただし最低預入額などの制限はない)。

なお上記改正と同時に現在の特別預金(註)(Comptes spéciaux)は廃止され、これに代わって金利3%の貯蓄預金(Comptes sur livret 最低預入額100フラン、最高預入額30千フラン、利子収入は課税対象となる)が新設されることとなった。

(註) 金利は6か月未満2%、6か月以上2.3%。最低預入限度100フラン、最高預入額15千フラン。利子収入は免税。

#### ◇フランス、新長期国債発行代り金の貸付計画を発表

ジスカールデスタン蔵相は12月8日、新長期国債(金額10億フラン、発行日10月11日)の発行により調達した資金の貸付計画を発表した。その概要は次のとおり。

##### (1) 業種別貸付金額(単位・百万フラン)

国有企業	160	
(うち、フランス電力	100、フランスガス	60)
鉄 鋼	300	
化 学	125	
自 動 車	155	
電 気	115	
食 品	15	
商 業	10	
中小企業	120	

##### (2) 貸付要領

大企業に対しては、社会経済開発基金を通じて貸し付ける。金利は5.75%(政府系中期信用機関であるクレディ・ナショナルの貸付金利に比べ1%安)、貸付期間は資金用途に応じてそれぞれ決定する。中小企業に対しては中小企業信用金庫を通じ通常の貸付条件で貸し付け

る。

なお、フランスでは、国債発行取扱機関が国債応募代金を国庫に納付する期限について、市中金融の急激な引締まりを回避するため、従来から若干の猶予が与えられているが、今回の場合10月22日までに少なくとも半額、11月8日までに全額を納付することとされていた(ただし、第1回払込み期日後は4%の金利が徴求された)。

#### ◇フランス、市中銀行の合併

(1) *Companie Financière de Suez (CES)* と *l'Union des Mines la Henin (UMH)* の両事業銀行は、10月上旬合併計画を国家信用理事会に提出した。合併案の内容は公表されていないが、新銀行は *Banque de Suez et de l'Union des Mines* の名称のもとに明年1月発足の予定である。また、その資本金(未公表)については、*CF S* が40%、*UMH* が50%を出資し、これに *UMH* と関係の深い *Banque de l'Union Parisienne* 事業銀行が10%の資本参加を行なうこととなっていると伝えられる。本合併計画のねらいは、明年1月に実施される銀行制度の改正(10月号「要録」参照)に伴う銀行間の競争激化に備え、営業規模の拡大をはかろうとすることにある。ちなみに、本合併により新銀行の預金量は、*Banque de Paris et des Pays-Bas*、*Banque de l'Indo-Chine* に次ぎフランス第3位を占めることとなる。

(2) *Union Bancaire et Industrielle (U.B.I.)* 資本金150百万フラン)は11月19日の臨時株主総会において、同行傘下の預金銀行 *Société Edilite-Credit* (資本金100百万フラン)との合併を決定した。新銀行は *Union Bancaire et Industrielle* の名称をそのまま継承し(資本金150百万フラン)、国家信用理事会の認可を得た上明年1月発足の予定である。この合併計画の背景は、次のとおりで、前記の場合と同様、銀行制度の改正がその契機となっていることが注目される。①銀行制度の改正に伴い *U.B.I.* は、系列預金銀行を傘下にもつ意義を失うこと。②新銀行制度のもとにおける銀行間の競争激化に備え、持株会社の色彩の強い *U.B.I.* (1964年末の資産中に占める証券保有比率は46%、事業銀行平均12%)としては、とくに営業基盤を拡大、強化する必要に迫られていること。なお *U.B.I.* は、今後銀行業務に専念するため、今次合併と同時に別に持株会社を設立し、現在同行が保有している証券の大部分をこれに保有させる予定である。

## アジアおよび大洋州諸国

### ◇アジア開発銀行の設立協定成立

アジア開発銀行設立のための最終的会議であるエカフェ第2回アジア経済協力閣僚会議が11月29日から12月2日まで、ならびに銀行参加国全体による全権代表会議が引き続き12月2日から4日まで、マニラにおいて開催された。

今回のエカフェ閣僚会議(参加国20か国)では、10月の政府代表者会議で採択されたアジア開発銀行設立に関する報告書ならびに協定の検討が行なわれ、未確定のまま残されていた①資本金払込みの基礎となる米ドルの価値算定基準日を1966年1月31日とする、②批准書または受諾書の寄託最終期限日を1966年9月30日とする、③今会議最大の焦点であった銀行の本店所在地をマニラとするなどの諸点を決定した。かくて、会議最終日に協定は正式に承認され、引き続き開催された全権代表会議で、理事選出手続きなどを決めたい参加予定国中22か国の設立協定調印が行なわれた。

なお、上記閣僚会議において、政府代表者会議で採択された銀行発足までの中間取決めが、一部変更(設立準備委員会の委員数を諮問委員会の委員国9名に、米、西ドイツ、豪州、ネパール、韓国を加えた14名とする)のうえ正式に承認され、これに基づき明年1月下旬、バンコックにおいて第1回設立準備委員会が開催されることとなった。また現在までのところ、出資コミット額は域内国642百万ドル、域外国296百万ドル、合計938百万ドルとなっている。

### ◇インド準備銀行の軍需等手形優遇制度実施と高率適用の強化

インド準備銀行は、11月22日、次のとおり指定銀行に対する一部貸出につき優遇措置をとる一方、高率適用の強化を決定、即日実施した。

(1) 軍需、輸出、食糧関係貸出につき、最低歩合(公定歩合6%)を適用する。

(2) 純流動比率(注)が基準比率(30%)に達しない指定銀行に対しては適用金利を引き上げ、基準比率と当該銀行の純流動比率との差が1%(切上げ計算)下がるごとに年利1%(従来0.5%)を最低歩合に加えたものとする。

(注) 純流動比率 =  $\frac{\text{準備銀行およびその他銀行への預け金} + \text{保有政府有価証券}}{\text{準備銀行、工業開発銀行および国立銀行からの借入金}}$

要求払および定期払戻

今回の措置は、季節的金融繁忙期入りに伴い、金融緩和の必要が生じていたのであるが、最近におけるパキスタンや中共との関係悪化、外貨事情の深刻化、食糧不足などにかんがみ、需軍、輸出、食糧部門への貸出のみを優遇するにとどめ、一方不要不急部門に対する貸出を抑制しようとするものである。

#### ◇ビルマの1965/66年度予算成立

ビルマ革命委員会は、10月1日、1965/66年度(1965年10月～1966年9月)予算案を承認した。

本予算案によれば、歳出、歳入ともに前年度予算に比し、4%方の縮小を示しており、収支尻では1.5億チャット(33百万ドル)の黒字と革命委員会成立以来の健全財政方針が堅持されている。

歳出入の内訳は、必ずしも明らかでないが、①歳出面では、国防費をはじめ教育、保健衛生など社会開発費を増額している反面、一般行政費を削減していること、②歳入面では、国営企業の業績向上を見込み、これら企業からの収入増加を予定する一方、貿易の縮小見通しから関税収入の大幅減少を予定していること、などがその特徴とみられている。

#### ビルマの1965/66年度予算

(単位・百万チャット)

	1965/66年度 予 算	1964/65年度 予 算
歳 出	13,935	14,558
経 常 勘 定	12,275	12,830
資本勘定その他	1,660	1,728
歳 入	14,094	14,777
経 常 勘 定	13,335	13,857
資本勘定その他	759	920
歳出(△)入超	159	219

#### ◇タイの1965/66年度予算成立

タイの1965/66年度(1965年10月～1966年9月)予算案は、9月29日、国会を通過成立した。

その特徴としては、①歳出面で、道路建設、かんがい施設の拡充を中心とする経済開発費をはじめ、文教、公共福祉など社会開発関係支出、ベトナム軍事情勢悪化に対処した国防費などの増額を中心に、総額では前年度予算比16.3%増を予定していること、②歳入面で、自然増収、徴税機構の整備改善による増収増加などを見込んで前年度予算比15.8%の増収を期待し、これにより、財政赤字の膨張を極力押さえようとしていること、などをあげることができる。

#### タイの1965/66年度予算

(単位・百万バーツ)

	歳 出	
	1965/66年度予算	1964/65年度予算
経済開発費	4,228	3,375
文教関係費	2,426	2,169
国防費	2,164	1,930
公共福祉費	2,128	1,848
一般行政費	1,426	1,196
国内治安関係費	1,008	932
国債償還費	779	689
その他	281	281
合 計	14,440	12,420
	歳 入	
	1965/66年度予算	1964/65年度予算
税 収	10,378	9,235
専売収入など	308	281
国営企業収入	335	370
その他	1,219	684
計	12,240	10,570
借 入 金	2,200	1,850
合 計	14,440	12,420

(注) 1バーツは0.048米ドル

#### ◇フィリピン、市中預金金利の大幅引上げ

フィリピン中央銀行は、11月10日、商業銀行ならびに貯蓄銀行預金金利の大幅引上げを実施した。これは、11月6日に行なわれた輸出代金の20%集中制度廃止(11月号「要録」参照)に伴う流動性増加に備え、貯蓄の増強をはかるためとられたもので、新金利は次のとおりである(カッコ内は旧金利)

- |              |            |                                     |
|--------------|------------|-------------------------------------|
| (1) 貯蓄預金     | 最高年利 5.75% | (商業銀行 4%)<br>(貯蓄銀行 4.5%)            |
| (2) 定期預金 90日 | 〃 5.75%    | (商業銀行 4.25%)<br>(貯蓄銀行 4.75%)        |
|              | 180日       | 〃 6.0% (商業銀行 4.5%)<br>(貯蓄銀行 4.75%)  |
|              | 270日       | 〃 6.25% (商業銀行 4.75%)<br>(貯蓄銀行 5.0%) |
|              | 360日       | 〃 6.5% (商業銀行 5.0%)<br>(貯蓄銀行 5.0%)   |

#### ◇インドネシアの新通貨措置

インドネシア政府は、12月13日、次のような通貨措置を発表、即日実施した。

- (1) 1,000 旧ルピアを1 新ルピアとする。
- (2) 新旧通貨の交換期限は通貨種類別に最長6 か月までの3 段階に分け、その間新旧両通貨の並用を認める。
- (3) 新通貨への交換時に交換額の10%を国家協力費という名目で徴収する。

同国の経済は、マレーシア対決政策実施以来、外貨準備の枯渇、生産の停滞、インフレの高進など悪化の様相を強めていたが、本年10月のクーデター未遂事件以後は全く麻痺状態に陥り、物価はこのところ急騰(前年末比約2 倍といわれる)、ルピアの闇相場も10月前の1米ドルにつき約10千ルピアから最近では30~40千ルピアと伝えられるほどの暴落振りをみせていた。今回の措置はこれらインフレの加速的な激化に対処するとともに、財政収入の増加をはかろうとするものであるとみられているが、デノミネーションのみによって、インフレの進行を食い止めることはできないであろう。

#### ◇韓国銀行、公定歩合と支払準備率の引上げ

韓国銀行は、12月1日公定歩合ならびに支払準備率の引上げを実施した。改訂後の金利・準備率は次のとおり。

	(年利・%)	改訂後(改訂前)
(1) 公定歩合		28( 21 )
商業手形割引歩合		
その他手形(輸出手形・商業手形など 優遇手形を除く)を担保とする貸付利 子歩合		28( 23 )
国債および政府保証証券を担保とす る貸付利子歩合		26( 23 )
(2) 支払準備率		
長期貯蓄預金	10	( 10 )
短期貯蓄預金	12	
要求払預金	20	( 16 )

(注) 「貯蓄預金」は、今回から「長期」と「短期」に区分された。

同行は11月中旬に公定歩合を引き上げたばかりであるが、前回の引上げが市中金利の大幅引上げに伴う調整をねらいとしたのに対し、今回の措置は最近市中貸出が急増を示し、これを背景として通貨の膨張が著しく、金融繁忙期を控えてこうした傾向が強まるものと予想される

ためとられた引締め強化措置である。

#### ◇豪州準備銀行、支払準備率の引下げ

豪州準備銀行は、12月7日から商業銀行の支払準備率を1%引き下げ、12.8%とする旨発表した。

これは、最近における商業銀行の資金ポジションが、準備銀行の引締め政策の強化、ならびに国際収支の悪化を反映しとみに窮迫化しているのに加え、①クリスマス需資などの季節的金融ひっ迫を調整するとともに、②干ばつ救済貸出の要請に応ずるため、法定準備預金の一部を解除(24百万豪ポンド)し、市中金融の順便化をはかったものである。

## 共 産 圏 諸 国

#### ◇ソ連の1966年度国民経済発展計画と国家予算

ソ連最高会議は12月9日、明年度の国民経済発展計画および国家予算をそれぞれ可決したが、その主要な計画目標および予算の内訳は次のとおりである。

#### 国民経済発展計画の主要目標

(前年度比増・%)

	1966年度	1965年度
国民所得	6.4	8.0
工業生産	6.7	8.1
うち生産財部門	6.9	8.2
消費財部門	6.0	7.7
農業生産	8.0~10.0	不明

#### 国家予算の内訳

(単位・10億ルーブル)

	1966年 度	比 重 (%)	1965年 度	比 重 (%)	前年度比 増(%)
歳入総額	105.5		99.7		5.7
歳出総額	105.3	100.0	99.5	100.0	5.8
うち国民経済費	43.8	41.6	42.4	42.6	3.3
社会文化費	40.3	38.3	37.5	37.7	7.5
国防費	13.4	12.7	12.8	12.9	4.7
その他	7.8	7.4	6.8	6.8	14.7